

団体加入を希望されるみなさまへ
かんぽ生命保険団体加入手続きガイド
【既契約の場合】

① 所属先の担当郵便局または最寄りの郵便局にて当月分及び翌月分（2か月分）の保険料の払込み手続きを行いましょう。



② 郵便局で配布された「団体払込加入確認書」を作成の上、島根県学校生活協同組合にご提出ください。



③ 団体を通じ、提出された「団体払込加入確認書」を松江中央郵便局団体係にて提出・手続き行います。
手続きが完了すると、団体より新規団体加入契約の保険料を通知します。
（団体加入受理後、団体より控えを発送）

注意点

- 申込日より、2か月分以上の保険料の払込みが必要な場合があります。
詳しくは郵便局社員にお尋ねください。
- 「団体払込加入確認書」を作成の際は、別添の記載例を参考に漏れなく記載・押印してください。
- 作成された書類等は必ず申込者本人から団体に提出してください。
- 団体加入の必要書類は加入予定月の前々月の末日までに団体へ提出してください。
（手続きができず、給与引きが遅れる場合があります）

